



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第51号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則	鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則（2）（教育総務課） 1
	鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理 する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（3）（"） 8
	鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則 （4）（高等学校課） 8
	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則（5）（"） 9
	鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則 （6）（生涯学習課）10
	鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則（7）（"）11
	鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（8）（文化課）11
	鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則（9）（"）12
	鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則（10）（体育保健課）13
	鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則及び鳥取県立武道館の管理に関する規則の 一部を改正する規則（11）（"）14
	鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則（12）（"）17
	鳥取県スポ・ツセンタ - の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（13）（"）19

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第2号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下本則において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対

応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下本則において「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下本則において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下本則において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下本則において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																								
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条・<u>第1条の2</u>）</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 <u>地方機関の組織</u>（第11条 第15条）</p> <p>第4章 及び第5章略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p><u>（組織の区分）</u></p> <p><u>第1条の2 事務局の組織は、本庁及び地方機関とする。</u></p> <p><u>2 本庁とは、次条の表の左欄に掲げる課及び室（以下「課等」という。）をいう。</u></p> <p><u>3 地方機関とは、教育事務所及び妻木晩田遺跡現地事務所をいう。</u></p> <p>第2章 本庁組織 （課等及びその内部組織の設置）</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる課等に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び室（以下「係等」という。）を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: none;">教育総務課</td> <td style="border: none;">総務係、教育企画室</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">福利室</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">略</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">小中学校課</td> <td style="border: none;">就学助成係、管理係、指導係</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">障害児教育室</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">高等学校課</td> <td style="border: none;">学事係、育英奨学係、管理係、指導係、高校改革推進室</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">家庭・地域教育課</td> <td style="border: none;">管理係、生涯学習推進係、<u>家庭・地域教育係、全国生涯学習フェスティ</u></td> </tr> </table>	教育総務課	総務係、教育企画室	福利室		略		小中学校課	就学助成係、管理係、指導係	障害児教育室		高等学校課	学事係、育英奨学係、管理係、指導係、高校改革推進室	家庭・地域教育課	管理係、生涯学習推進係、 <u>家庭・地域教育係、全国生涯学習フェスティ</u>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 <u>教育事務所の組織</u>（第11条 第15条）</p> <p>第4章 及び第5章略</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 本庁組織 （課及びその内部組織の設置）</p> <p>第2条 <u>事務局に、次の表の左欄に掲げる課を置き、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係及び室（以下「係等」という。）を置く。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; border: none;">教育総務課</td> <td style="border: none;">総務係、人事文書係、健康管理係、<u>給付係、教育企画室</u></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">略</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">小中学校課</td> <td style="border: none;">就学助成係、<u>給与係</u>、管理係、指導係、<u>障害児教育室</u></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">高等学校課</td> <td style="border: none;">学事奨学係、管理係、指導係、<u>高校改革推進室</u></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">生涯学習課</td> <td style="border: none;">管理係、生涯学習推進係、<u>社会教育係</u></td> </tr> </table>	教育総務課	総務係、人事文書係、健康管理係、 <u>給付係、教育企画室</u>	略		小中学校課	就学助成係、 <u>給与係</u> 、管理係、指導係、 <u>障害児教育室</u>	高等学校課	学事奨学係、管理係、指導係、 <u>高校改革推進室</u>	生涯学習課	管理係、生涯学習推進係、 <u>社会教育係</u>
教育総務課	総務係、教育企画室																								
福利室																									
略																									
小中学校課	就学助成係、管理係、指導係																								
障害児教育室																									
高等学校課	学事係、育英奨学係、管理係、指導係、高校改革推進室																								
家庭・地域教育課	管理係、生涯学習推進係、 <u>家庭・地域教育係、全国生涯学習フェスティ</u>																								
教育総務課	総務係、人事文書係、健康管理係、 <u>給付係、教育企画室</u>																								
略																									
小中学校課	就学助成係、 <u>給与係</u> 、管理係、指導係、 <u>障害児教育室</u>																								
高等学校課	学事奨学係、管理係、指導係、 <u>高校改革推進室</u>																								
生涯学習課	管理係、生涯学習推進係、 <u>社会教育係</u>																								

	バル推進室
人権教育課	人権推進係、同和教育係
略	
体育保健課	振興係、健康教育係、体育係、全国 スポーツ・レクリエーション祭準備 室

(各課等の分掌事務)

第3条 各課等においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課

(1)～(5) 略

(6) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校(幼稚園を除く。福利室の項第1号及び第3号、小中学校課の項第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第13条第4号及び第6号において同じ。)の教職員の給与(退職手当及び国庫負担金に関するものを除く。)に関すること。

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 各課等の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

(13) 略

(14) 略

(15) 略

(16) 略

(17) その他他課等の所管に属しないこと。

福利室

(1) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の厚生福利に関すること。

人権・同和教育課	管理係、推進係
略	
体育保健課	振興係、健康教育係、体育係

(各課の分掌事務)

第3条 各課においては、次の事務をつかさどる。

教育総務課

(1)～(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(11) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校(幼稚園を除く。第13号並びに小中学校課の項第2号、第3号、第4号、第5号及び第7号並びに第13条第4号及び第6号において同じ。)の教職員の厚生福利に関すること。

(12) 事務局等の職員及び県立学校の教職員の衛生管理に関すること。

(13) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の退職手当に関すること。

(14) 公立学校共済組合の業務に関すること。

(15) 各課の予算経理、連絡調整及び庶務に関すること。

(16) 略

(17) 略

(18) 略

(19) 略

(20) その他他課の所管に属しないこと。

(2) 事務局等の職員及び県立学校の教職員の衛生管理に関すること。

(3) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の退職手当に関すること。

(4) 公立学校共済組合の業務に関すること。

教育環境課 略

小中学校課

(1) 市町村立学校の設置、廃止及び管理の指導に関すること。

(2) 市町村立学校の教職員並びに県立の盲学校、聾学校及び養護学校（以下「県立盲学校等」という。）の事務職員、学校栄養職員及び現業職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

(3) 県立学校の教職員及び市町村立学校の教職員の給与に係る国庫負担金に関すること。

(4) 市町村立学校の教職員の組織する職員団体に関すること。

(5) 略

(6) 市町村立学校（養護学校を除く。）の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(7) 市町村立学校（幼稚園及び養護学校を除く。）の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。

(8) 市町村教育委員会との連絡調整に関すること（他課等の所掌に属するものを除く。）。

(9) 略

障害児教育室

(1) 県立盲学校等の設置、廃止及び管理の指導に関すること。

(2) 県立盲学校等の教職員（事務職員、学校栄養職員及び現業職員を除く。）の定数及び任免その他の人事に関すること。

(3) 県立盲学校等の教職員の組織する職員団体に関すること。

(4) 市町村立養護学校及び県立盲学校等の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(5) 市町村立養護学校及び県立盲学校等の教科用

教育環境課 略

小中学校課

(1) 市町村立学校並びに県立の盲学校、聾学校及び養護学校（以下「県立盲学校等」という。）の設置、廃止及び管理の指導に関すること。

(2) 市町村立学校及び県立盲学校等の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

(3) 事務局等の職員及び県立学校の教職員並びに市町村立学校の教職員の給与（退職手当を除く。）に関すること。

(4) 市町村立学校及び県立盲学校等の教職員の組織する職員団体に関すること。

(5) 略

(6) 市町村立学校及び県立盲学校等の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

(7) 市町村立学校及び県立盲学校等の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。

(8) 盲学校、聾学校、養護学校及び障害児学級の生徒、児童及び幼児の就学奨励に関すること。

(9) 市町村教育委員会との連絡調整に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(10) 略

(11) 教職員の免許状に関すること。

図書及び教材の取扱いに関すること。

(6) 盲学校、聾学校、養護学校及び障害児学級の生徒、児童及び幼児の就学奨励に関すること。

(7) 教職員の免許状に関すること。

高等学校課 略

家庭・地域教育課

(1)～(7) 略

(8) 全国生涯学習フェスティバルの開催の準備に係る総合的な調整及び企画に関すること。

(9) 全国生涯学習フェスティバルの運営に関すること。

人権教育課

(1) 人権教育の企画に関すること。

(2) 略

(3) 人権教育の指導に関すること。

文化課

(1)～(4) 略

(5) 妻木晩田遺跡現地事務所に関すること。

(6) 略

(7) 略

体育保健課

(1)～(11) 略

(12) 全国スポーツ・レクリエーション祭の開催の準備に係る総合的な調整及び企画に関すること。

(13) 全国スポーツ・レクリエーション祭の運営に関すること。

(課長会議)

第5条 重要施策の審議、各課等との連絡調整を図るため、課長会議を置く。

2 課長会議は、課等の長をもって構成し、教育長がこれを主宰する。

(職制)

第6条 課等及び係等に、それぞれその長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、事務局に次長又は参事監を、課等に参事、主査、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、家庭・地域教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を、係に主任を置くことができる。

第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

高等学校課 略

生涯学習課

(1)～(7) 略

人権・同和教育課

(1) 人権・同和教育の企画に関すること。

(2) 略

(3) 人権・同和教育の指導に関すること。

文化課

(1)～(4) 略

(5) 略

(6) 略

体育保健課

(1)～(11) 略

(課長会議)

第5条 重要施策の審議、各課間の連絡調整を図るため、課長会議を置く。

2 課長会議は、課長をもって構成し、教育長がこれを主宰する。

(職制)

第6条 課及び係等に、それぞれその長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、事務局に次長を、課に参事、主査、課長補佐、室長補佐、主幹又は副主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、生涯学習課に社会教育主査を、人権・同和教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を、係に主任を置くことができる。

第7条 前条に掲げる職の職務は、次のとおりである。

(1) 課等の長 上司の命を受け、課務又は室務を掌理する。

(2)及び(3) 略

(4) 参事監、参事及び室長 ((1)に掲げる課等の長の職にある者を除く。) 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。

(5)～(13) 略

(課等の職員の事務分担)

第10条 課等に属する職員の分担事務は、課等の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。

第3章 地方機関の組織

(教育事務所の設置)

第11条 次の表の左欄に掲げる教育事務所に、その事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

略

(教育事務所の職制及び職務)

第14条 略

(妻木晩田遺跡現地事務所の設置)

第14条の2 妻木晩田遺跡現地事務所を西伯郡大山町に置く。

(妻木晩田遺跡現地事務所の分掌事務)

第14条の3 妻木晩田遺跡現地事務所においては、次の事務をつかさどる。

(1) 公印の管守に関すること。

(2) 所員の身分及び服務に関すること。

(3) 遺跡の維持管理、発掘調査及び整備に関すること。

(4) 遺跡の普及啓発、情報発信に関すること。

(妻木晩田遺跡現地事務所の職制及び職務)

第14条の4 妻木晩田遺跡現地事務所に所長を置く。

2 特に必要があると認めるときは、妻木晩田遺跡現地事務所に主任を置くことができる。

3 所長は、上司の命を受け、所員を指揮監督し、所務を掌理する。

4 主任は、上司の命を受け、所務を処理する。

(1) 課長 上司の命を受け、課務を掌理する。

(2)及び(3) 略

(4) 参事及び室長 上司の命を受け、重要事項の企画に参画する。

(5)～(13) 略

(課員の事務分担)

第10条 課に属する職員の分担事務は、課長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。

第3章 教育事務所の組織

(教育事務所の設置)

第11条 事務局に、次の表の左欄に掲げる教育事務所を置き、教育事務所の事務を分掌させるため、それぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。

略

(教育事務所の職制及び職務)

第14条 略

<p>(地方機関の職員の事務分担)</p> <p>第15条 地方機関に属する職員の分担事務は、地方機関の長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第16条 本庁及び各地方機関に置かれる職員の定数は、別に定める。</p>	<p>(所員の事務分担)</p> <p>第15条 所員の分担事務は、所長がこれを定め、そのつど教育長に報告しなければならない。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第16条 各課及び各教育事務所に置かれる職員の定数は、別に定める。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

2 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 次長・<u>参事監</u>・課長・室長・参事・主査・課長補佐・室長補佐・主幹・係長・副主幹・主任</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 次長・課長・室長・参事・主査・課長補佐・室長補佐・主幹・係長・副主幹・主任</p> <p>2 及び 3 略</p>

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

3 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この項において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第6条の規定により置かれる課等の長、次長及び参事監並びに同規</p>	<p>(公の意思の形成への参画に携わる職)</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第6条の規定により置かれる課の長及び次長並びに同規則第14条第</p>

則第14条第1項及び第14条の4第1項の規定により置かれる所長
(3)～(12) 略

1項の規定により置かれる所長
(3)～(12) 略

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第3号

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第2条第1号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第4条第1項の規定による通勤手当の<u>額</u>の決定又は改定</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲)</p> <p>第2条 条例第2条第1号に規定する教育委員会規則で定める事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 通勤手当の支給に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第21号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>ア 第4条第1項の規定による通勤手当の<u>月額</u>の決定又は改定</p> <p>イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和50年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(修学奨励金の貸与対象者)</p> <p>第2条 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>独立行政法人日本学生支援機構又は県から修学のための資金の貸与又は給付を受けていないこと。</u></p> <p>(5) 略</p>	<p>(修学奨励金の貸与対象者)</p> <p>第2条 修学奨励金の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>日本育英会又は県から修学のための資金の貸与又は給付を受けていないこと。</u></p> <p>(5) 略</p>

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(教務主任等)</p> <p>第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事及び人権教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらの主任又は主事を置かないことができる。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>人権教育主任</u>は、校長の監督を受け、学校における<u>人権教育</u>に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</p>	<p>(教務主任等)</p> <p>第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、生徒指導主事、進路指導主事及び同和教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらの主任又は主事を置かないことができる。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 <u>同和教育主任</u>は、校長の監督を受け、学校における<u>同和教育</u>に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。</p>

8 略

(栄養士)

第33条の2 盲学校、聾学校及び養護学校に、栄養士を置くことができる。

2 栄養士は、上司の命を受け、学校給食等の栄養に関する職務に従事する。

3 略

別表 (第3条関係)

1 高等学校

高等学校名	課程名	学科名	修業年限	収容定員	所在地
略					
日野高等学校	全日制課程	総合学科	3年	480人	日野郡日野町根雨310

8 略

(栄養士)

第33条の2 鳥取盲学校に、栄養士を置く。

2 栄養士は、上司の命を受け、学校給食及び寄宿舎における食事に関する職務に従事する。

3 略

別表 (第3条関係)

1 高等学校

高等学校名	課程名	学科名	修業年限	収容定員	所在地
略					
日野高等学校	全日制課程	総合学科	3年	480人	黒坂校舎 日野郡日野町黒坂1107 根雨校舎 日野郡日野町根雨310

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第6号

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立生涯学習センターの管理運営に関する規則 (昭和54年鳥取県教育委員会規則第8号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(内部組織及び分掌事務) 第3条 生涯学習センターに、庶務係、 <u>学習振興係</u> 及び学習情報係を置く。 2及び3 略	(内部組織及び分掌事務) 第3条 生涯学習センターに、庶務係、 <u>研修係</u> 、 <u>県民カレッジ係</u> 及び学習情報係を置く。 2及び3 略

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(休館日)</p> <p>第9条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎月末日（12月にあつては、同月28日）</p> <p>(2) <u>毎月の第2月曜日</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、第1項第4号の規定により休館するとき、又は前項の規定により臨時に休館し、若しくは休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 技術職員をもって充てる職 <u>学芸員</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第9条 図書館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 毎月末日（12月にあつては、同月28日）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育委員会は、第1項第3号の規定により休館するとき、又は前項の規定により臨時に休館し、若しくは休館日に開館するときは、あらかじめその旨を掲示しなければならない。</p> <p>別表（第6条関係）</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 技術職員をもって充てる職 <u>運転士</u></p>

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正は、同年5月1日から施行する。

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第8号

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">総務課</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 (1)～(4) 略 学芸課及び美術振興課 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時まで（4月1日から10月31日までの間における土曜日にあつては、午前9時から午後7時まで）とする。ただし、教育委員会は、特に必要があるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>2 略</p>	総務課	略	略		<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 博物館に、次の表の左欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ当該右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">管理課</td> <td style="width: 50%;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>管理課 (1)～(4) 略 学芸課及び美術振興課 略</p> <p>(開館時間)</p> <p>第8条 博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</p> <p>2 略</p>	管理課	略	略	
総務課	略								
略									
管理課	略								
略									

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第9号

鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県埋蔵文化財センターの管理運営に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前

<p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、係長、<u>副主幹</u>、文化財主事、主任及び主事とする。</p>	<p>(職員の種類及び職)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 埋蔵文化財センターの職員の職は、所長、次長、係長、文化財主事、主任及び主事とする。</p>
--	---

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第10号

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営屋内プールの管理に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>様式第3号（第5条関係）</p> <p>その1 個人用（回数券又は1月利用券、<u>3月利用券又は6月利用券</u>によらないで利用する場合）</p> <p>表 略</p> <p>裏 略</p> <p>備考 略</p> <p>その3 個人用（1月利用券、<u>3月利用券又は6月利用券</u>により利用する場合）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個人利用券（1月・3月・<u>6月</u>利用券）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> <td style="text-align: center;">¥ _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">鳥取県営（鳥取・米子）屋内プール</td> </tr> </table> <p>表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用券控</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¥ _____</td> <td></td> </tr> </table>	—	—	個人利用券（1月・3月・ <u>6月</u> 利用券）		利用期間		年 月 日から		年 月 日まで	¥ _____	住 所		氏 名		鳥取県営（鳥取・米子）屋内プール		—	—	利用券控		¥ _____		<p>様式第3号（第5条関係）</p> <p>その1 個人用（回数券又は1月利用券によらないで利用する場合）</p> <p>表 略</p> <p>裏 略</p> <p>備考 略</p> <p>その3 個人用（1月利用券により利用する場合）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">個人利用券（1月利用券）</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日から</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年 月 日まで</td> <td style="text-align: center;">¥ _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">鳥取県営（鳥取・米子）屋内プール</td> </tr> </table> <p>表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">利用券控</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">¥ _____</td> <td></td> </tr> </table>	—	—	個人利用券（1月利用券）		利用期間		年 月 日から		年 月 日まで	¥ _____	住 所		氏 名		鳥取県営（鳥取・米子）屋内プール		—	—	利用券控		¥ _____	
—	—																																												
個人利用券（1月・3月・ <u>6月</u> 利用券）																																													
利用期間																																													
年 月 日から																																													
年 月 日まで	¥ _____																																												
住 所																																													
氏 名																																													
鳥取県営（鳥取・米子）屋内プール																																													
—	—																																												
利用券控																																													
¥ _____																																													
—	—																																												
個人利用券（1月利用券）																																													
利用期間																																													
年 月 日から																																													
年 月 日まで	¥ _____																																												
住 所																																													
氏 名																																													
鳥取県営（鳥取・米子）屋内プール																																													
—	—																																												
利用券控																																													
¥ _____																																													

<p>裏</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この利用券は、プールが専用利用等で利用されている場合には、使用できないことがあります。</p> <p>5～6 略</p> <p>備考 略</p>	<p>裏</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この利用券は、プールが貸切り等で利用されている場合には、使用できないことがあります。</p> <p>5～6 略</p> <p>備考 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の鳥取県営屋内プールの管理に関する規則様式第3号その3による利用券は、改正後の鳥取県営屋内プールの管理に関する規則様式第3号その3による1月利用券とみなす。

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則及び鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第11号

鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則及び鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則(昭和56年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。</p> <p>(1) 略</p>

(2) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の施設使用料（特別使用料を除く。）及び体育館を利用する場合の設備使用料の項減免事由の欄第4号に定める事由 口頭による申出

(3) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の施設使用料（特別使用料を除く。）及び体育館を利用する場合の設備使用料の項減免事由の欄第5号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示

(4) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の施設使用料（特別使用料を除く。）及び体育館を利用する場合の設備使用料の項減免事由の欄第6号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

(2) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の施設使用料（特別使用料を除く。）及び体育館を利用する場合の設備使用料の項減免事由の欄第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示

(3) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の施設使用料（特別使用料を除く。）及び体育館を利用する場合の設備使用料の項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

(鳥取県立武道館の管理に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県立武道館の管理に関する規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の申込み等)</p> <p>第4条 武道館を<u>専用利用</u>の方法で利用しようとする者又は研修室、会議室若しくは放送室（以下「研修室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 武道館を<u>一般利用</u>の方法で利用しようとする者の利用の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。</p> <p>3 教育委員会は、武道館の利用の許可をしたときは、武道館を<u>専用利用</u>の方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、<u>一般利用</u>の方法で利用する者（学生又は一般人に限る。）に対しては様式第3号による利用券を交付するものとする。</p>	<p>(利用の申込み等)</p> <p>第4条 武道館を<u>貸切り</u>の方法で利用しようとする者又は研修室、会議室若しくは放送室（以下「研修室等」という。）を利用しようとする者は、様式第1号による利用申込書を<u>その利用の日の7日前までに</u>教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 武道館を<u>貸切り以外</u>の方法で利用しようとする者の利用の申込みについては、教育委員会が別に定めるところによる。</p> <p>3 教育委員会は、武道館の利用の許可をしたときは、武道館を<u>貸切り</u>の方法で利用する者又は研修室等を利用する者に対しては様式第2号により通知し、<u>貸切り以外</u>の方法で利用する者（学生又は一般人に限る。）に対しては様式第3号による利用券を交付するものとする。</p>

(使用料の減免)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

(1) 略

(2) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の施設使用料(冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分(以下「特別使用料」という。))を除く。)の項減免事由の欄第3号に定める事由 口頭による申出

(3) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の施設使用料(冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分(以下「特別使用料」という。))を除く。)の項減免事由の欄第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示

(4) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の施設使用料(冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分(以下「特別使用料」という。))を除く。)の項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、武道館を専用利用の方法で利用させるためその他武道館の管理上必要があるときは、その利用を制限することができる。

様式第3号(第4条関係)

その1 略

その2

1 箇 月 利 用 券

表	略
---	---

裏	1～3 略 4 この券は、武道館が専用利用等で利用されているときは、使用できないことがあります。 5及び6 略
---	---

附 則

(使用料の減免)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

(1) 略

(2) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の施設使用料(冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分(以下「特別使用料」という。))を除く。)の項減免事由の欄第3号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示

(3) 減免規則第2条の表鳥取県立武道館の施設使用料(冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分(以下「特別使用料」という。))を除く。)の項減免事由の欄第4号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、武道館を貸切りの方法で利用させるためその他武道館の管理上必要があるときは、その利用を制限することができる。

様式第3号(第4条関係)

その1 略

その2

1 箇 月 利 用 券

表	略
---	---

裏	1～3 略 4 この券は、武道館が貸切り等で利用されているときは、使用できないことがあります。 5及び6 略
---	--

(施行期日)

1 この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の鳥取県立武道館の管理に関する規則（以下「旧規則」という。）第 4 条第 3 項の規定により交付されている旧規則様式第 3 号その 2 による 1 箇月利用券は、第 2 条の規定による改正後の鳥取県立武道館の管理に関する規則第 4 条第 3 項の規定により交付された様式第 3 号その 2 による 1 箇月利用券とみなす。

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第12号

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県営ライフル射撃場の管理に関する規則（昭和57年鳥取県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用の申込み)</p> <p>第 5 条 射撃場を専用利用の方法で利用しようとする者は様式第 1 号による申込書を、<u>一般利用の方法</u>で利用しようとする者は様式第 2 号による申込書を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(利用の申込み)</p> <p>第 5 条 射撃場を貸切りの方法で利用しようとする者は様式第 1 号による申込書を、<u>貸切り以外</u>の方法で利用しようとする者は様式第 2 号による申込書を教育委員会に提出しなければならない。</p>
<p>(利用の通知)</p> <p>第 6 条 教育委員会は、射撃場の利用の許可をしたときは、射撃場を専用利用の方法で利用する者に対しては様式第 3 号により、<u>一般利用の方法</u>で利用する者に対しては様式第 4 号により通知するものとする。</p>	<p>(利用の通知)</p> <p>第 6 条 教育委員会は、射撃場の利用の許可をしたときは、射撃場を<u>貸切り</u>の方法で利用する者に対しては様式第 3 号により、<u>貸切り以外</u>の方法で利用する者に対しては様式第 4 号により通知するものとする。</p>
<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）第 2 条の表鳥取県営ライフル射撃場の項減免事由の欄第 1 号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者（<u>一般利用</u>の方法で利用しようとする者に限る。）は、運</p>	<p>(使用料の減免の申請)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年 3月鳥取県規則第15号）第 2 条の表鳥取県営ライフル射撃場の項減免事由の欄第 1 号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者（<u>貸切り以外</u>の方法で利用しようとする者に限る。）は、</p>

免許証、国民健康保険被保険者証その他年齢を証する書面を提示することをもって前項の申請書の提出に代えることができる。

運転免許証、国民健康保険被保険者証その他年齢を証する書面を提示することをもって前項の申請書の提出に代えることができる。

様式第1号(第5条関係)

鳥取県営ライフル射撃場専用利用申込書

職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号

住 所

申込者 氏 名

電話番号

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場を利用したいので、申し込みます。

略

別紙 略

様式第2号(第5条関係)

鳥取県営ライフル射撃場一般利用申込書

職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号

申込者 住 所

氏 名

生年月日

電話番号

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場を利用したいので、申し込みます。

略

様式第3号(第6条関係)

第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

職 氏 名 印

鳥取県営ライフル射撃場の専用利用について

(通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

略

別紙 略

様式第1号(第5条関係)

鳥取県営ライフル射撃場貸切利用申込書

職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号 -

住 所

申込者 氏 名

電話番号

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場を利用したいので、申し込みます。

略

別紙 略

様式第2号(第5条関係)

鳥取県営ライフル射撃場利用申込書

職 氏 名 様

年 月 日

郵便番号 -

住 所

申込者 氏 名

生年月日

電話番号

次のとおり鳥取県営ライフル射撃場を利用したいので、申し込みます。

略

様式第3号(第6条関係)

第 号

年 月 日

住 所

氏 名 様

職 氏 名 印

鳥取県営ライフル射撃場の貸切利用について

(通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのことについては、次のとおりとしたので通知します。

略

別紙 略

様式第 4 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

職 氏 名 印

鳥取県営ライフル射撃場の一般利用について
(通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのこと
については、次のとおりとしたので通知します。

略

様式第 4 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

職 氏 名 印

鳥取県営ライフル射撃場の利用について
(通知)

年 月 日付けで申込みのあったこのこと
については、次のとおりとしたので通知します。

略

附 則

(施行期日)

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

鳥取県スポ - ツセンタ - の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県教育委員会委員長 中 村 辰 夫

鳥取県教育委員会規則第13号

鳥取県スポ - ツセンタ - の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県スポ - ツセンタ - の管理運営に関する規則 (平成 7年鳥取県教育委員会規則第 1号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下「移動号」という。) に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号 (以下「移動後号」という。) が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 スポ - ツセンタ - においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 スポ - ツセンタ - においては、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) ~ (6) 略</p> <p>(7) <u>鳥取県立布勢総合運動公園の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(8) 略</p>

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

